

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

矢祭町長 佐川 正一郎

市町村名 (市町村コード)	矢祭町 (07482)
地域名 (地域内農業集落名)	石井地区 (黒助、舟見、柵、館谷、小野沢、川前、駒橋、大若、中部、入山、戸塚1、戸塚2、戸塚3)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、水稻の生産が盛んに行われている他、いちごの生産も盛んである。  
 しかしながら、農業生産法人においても、現在の経営規模で手一杯である状況から、担い手が離農した際の農地の受け手が不足する可能性がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内外からの就農者を確保し、農地の保全・管理を図る。権利設定が難しい農地については、農作業受委託による農地の活用も検討する。鳥獣害対策に取組み、農家のモチベーション維持に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	278 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	197 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
計画的に集積集約を進められるよう関係者(地権者、耕作者、担い手)が連携し農地の集積集約を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を積極的に行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域や担い手の意向を踏まえつつ、水田の大区画化、畦畔除去などの基盤整備、水利施設の再整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な担い手を確保していく。 農地の確保から就農、その後のステップアップに合わせ、農業委員を中心に行政やJA等関係機関と連携し、継続した支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じてJA等の農業支援サービス事業を利用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害が多い地域であるため、防止対策は必須となる。各種補助金を活用し、各農家が連携し対策を取っていく。また、狩猟免許取得者を増やし地域全体で鳥獣害対策を講じる必要がある。